

2 パブリックコメントの内容と検討結果

* 文中のページは、改定素案公表時の資料によるものです。

(1) 区民意見

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1001	01	個人	メール	<p>現在区立中学校の特別支援学級に通う子供を持つ保護者です。特別支援推進計画を読ませていただきました。保護者の観点から見ても区が、特別支援に対し努力してくださっていることが感じられました。自治体という大きな味方があるのは、とても嬉しいことだと思っています。意見というか、こんなことがあったという経験なのですが 子供がまだ小学生だった頃、当時の担任だった先生にこんな一言を言われました。</p> <p>「お母さん、こんな子は初めてです」</p> <p>その先生には大変お世話になりましたし、学校も非常によくして下さいだったので、苦情というわけではありません。ですが、やはり2年たつ今でも、心のどこかでチクリと突き刺さっている言葉だったりしています。通常級の先生方に特別支援学級に通う子供がどんな子たちなのか？</p> <p>というのを伝えられるのは区だけだと思っています。また目黒区が努力することで、東京都、そして全国へと伝わっていくのではないかと考えています。そしてそれが出来るのも、早くから特別支援をして下さった目黒区だけと思っています。</p> <p>頑張ってください。</p>	1	教育指導課		2	<p>在籍校の教職員の特別支援教育への理解啓発を図ることは、特別支援教育推進計画（第一次）策定時からの大きな課題のひとつです。ご指摘のとおり、教職員への理解啓発は、まずは区で行うべきものであり、単年度だけでなく毎年継続して複数回、様々な方法で行っていくことが重要であると考えています。</p> <p>特別支援教室事業の開始により、発達障害等の児童・生徒への理解が進んできたとの報告を各校から受けていますが、重点目標1の「特別支援教育の視点をもつ教員の育成」まで高めることができるよう、校内研修の充実など、教職員の理解啓発のための具体的な方策に、積極的に取り組んでいきたいと考えております。</p>
1002	01	個人	書面	<p>P18 推進施策2について</p> <p>「(3) 学校内全教職員の理解啓発」や「(4) 通常の学級の教員の指導力向上」を推進事業としており、是非進めていただきたいと思うが、その際、学級担任の負担が重くならないよう、チームあるいは全校で取り組む体制を構築していただきたい。発達障害等の児童・生徒がいる学級はどうしても担任の負担が重くなりがちです。</p>	4	教育指導課		2	<p>ご指摘のとおり、全教職員の理解啓発や指導力向上を進めるにあたっては、学級担任を支える学校体制が必要です。推進施策2の「(8) 校内委員会の機能の充実」では、「ア 校内体制の整備」を挙げており、機動的かつ能動的な校内委員会としていくことで、担任の負担が重くならないよう特別支援教育推進のためのバックアップ体制を整えていきます。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1002	02	個人	書面	P23推進施策5について 「(1) 保護者・区民への理解啓発」や「(2) 区立小・中学校の保護者会における勉強会・説明会の実施」を推進事業としており、これも是非進めていただきたいと思うが、昨今の事件等の影響もあり、相変わらず障がい児・者に対する偏見、差別意識が一般市民に根強くある。また、最近の格差社会の進行により、自分の子どもの教育を重視するあまり、障がい児がいては、授業に支障があると思う保護者が増えてきているように思う。インクルージョンの理念をさらに進め、障がい児も含めた多様な子どもと一緒に学ぶことのほうが、結果的には得るものが多いということを示す必要があるのではないかと。	5	教育指導課		2	ご指摘のとおり、インクルーシブ教育や特別支援教育の推進のためには、保護者や区民の皆様の、障害についての理解が必要不可欠です。交流や共同学習の積極的な推進により、障害がある子どもと障害がない子どもが共に学ぶことで、障害のある子どもは社会性を身につけ、障害のない子どもは人間同士の相互理解や思いやりの気持ちを育てることができると考えます。 推進施策5「特別支援教育の理解啓発」とともに、推進施策1の「(2) 通常の学級との交流及び共同学習の推進」により、特別支援学級の児童・生徒が通常の学級で共に学ぶ場を増やしていきたいと考えます。
1003	01	団体	メール	特別支援教育の対象児を支援が必要なすべての子どもにしてください。	1	教育指導課		2	特別支援教育の対象は、特別な支援が必要な、障害のある児童・生徒と認識しており、現在の教育制度の中で可能な対応を図っていきます。
1003	02	団体	メール	発達障害やアスペルガー症候群の方に限らず、「どんな子どもでも同じ場で教育を受ける」という障害者権利条約が推奨した本来の意味のインクルーシブ教育を目指してください。	1	教育指導課		4	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会)の中では、「障害のある子が障害のない子とできるだけ同じ場で共に学ぶ」ことを目指しながらも、「個々の子どもの障害の状態や教育的ニーズ、学校や地域の実情等を十分に考慮することなく、すべての子どもに対して同じ場での教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等であるが、実際に学習活動に参加できていなければ、子どもには、健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えることにはならず、そのことが、将来、その子どもが社会参加することを難しくする可能性がある。財源負担も含めた国民的合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で、『共に育ち、共に学ぶ』体制を求めていくべきである。」としています。 区としても同様に考えており、障害のある子と障害のない子が共に学ぶ場を追求しながらも、連続性のある多様な学びの場の充実や、柔軟な教育相談体制を構築することが必要と考えます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1003	03	団体	メール	<p>P17推進施策1(1)、P18推進施策2(1)及びP19(4)について 率直にいつて、支援学級・支援学校に行けば手厚く教育を受けられるのか、公の場で言われることとの開きが大きい現状があります。いわゆる固定級を必要とするお子さんもいますが、現状では固定級で傷を深めている方もいます。お子さんそのままを受け入れ、育み伸ばそうという想いをすべての先生にもっていただき、排除のない指導をしていただきたいです。 ⇒「推進施策1 特別支援学級に在籍する児童・生徒への指導の充実」の「(1) 特別支援学級における指導の充実」、「推進施策2 通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒への指導の充実」の「(1) 特別支援教室における指導の充実」及び「(4) 通常学級の教職員の指導力の向上」では障害がある子どもの想いを理解し、具体的な指導方法を知る機会にしてください。対象となる障害は限定しないでください。</p>	4			2	区では、特別支援教育推進計画改定素案の中で、障害のある特別な支援が必要なお子さんの、一人ひとりの特性を理解しながら、特別支援学級・特別支援教室・通常の学級と、連続性のある多様な学びの場で、適切な指導を進めることを目指すこととしています。ご意見の趣旨を具体的な取組みの中に盛り込んでいます。
1003	04	団体	メール	<p>P17推進施策1(3)、P18(4)(5)、P19推進施策2(3)(6)(7)、P23推進施策5について 二次障害というのは指導力不足や周囲の理解不足によるもので、お子さんのせいではありません。二次障害になるような学校環境は教育を担う者として恥ずべきものとしてください。 ⇒「推進施策1 特別支援学級に在籍する児童・生徒への指導の充実(3)教職員全員の理解啓発(4)通常学級の児童・生徒の理解啓発(5)保護者の理解啓発」、「推進施策2 通常学級に在籍する発達障害等の児童・生徒への指導の充実(3)教職員全員の理解啓発(6)通常学級の児童・生徒の理解啓発(7)保護者の理解啓発」、「推進施策5 特別支援教育の理解啓発」では障害がある子どもを具体的に理解し支援方法を知る機会にしてください。対象となる障害は限定しないでください。</p>	4			2	二次的障害を防ぐためには、子どもの可能性を最大限に伸ばすことのできる教育の場で、当該児童・生徒の障害種別・程度や特性、教育的ニーズに合った指導を受けることが大切です。 重点目標1では、特別支援学級や通常の学級のそれぞれの場で、児童・生徒の適切なアセスメントから教育的ニーズを探り、個に応じた指導を行うことができるよう、特別支援教育の視点をもつ教員を育成するための具体的な取組みを挙げています。また、学校内の全教職員、児童・生徒や保護者の理解啓発も必要です。様々な機会を捉えて特別支援教育の理解啓発を図っていきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1003	05	団体	メール	<p>P24 推進施策6(3)(4)について 最近、特別な支援が必要な子が幼稚園に入りにくくなっている現状があります。特に知的障害とされる子が断られることが増えています。補助金が出ても持ち出しになるので鼻であしらわれ、ショックを受けた保護者の方もおられます。友だちを作りいろんな子と関わる貴重な場をどんな子でも逸しないように、是非幼稚園やこども園に指導や支援をしてください。アセスメントや個別の計画以前の問題です。 ⇒「推進施策6 推進事業(3)幼稚園・こども園、保育園の教職員を対象とした特別支援教育研修の実施」で対象障害を限定しないでください。指導や運営の工夫で受け入れの負担を減らせるような具体的な方法を共有してください。 「推進施策6 推進事業(4)就学前施設における介助員配置の効果的活用」とありますが、私立幼稚園で介助員を負担なく置けるようにしてください。</p>	6	学校運営課・めぐろ学校サポートセンター	子育て支援課・保育課	2	<p>【区立幼稚園・こども園】 区立幼稚園・こども園では、特別な支援が必要なお子さんの受け入れに当たって、一人ひとりの障害の状況を把握したうえで、必要な支援員を配置し、園の態勢を組んでいます。</p> <p>【私立幼稚園】 ①特別な支援が必要な幼児の受け入れ 私立幼稚園においては、各園ごとに幼児教育方針を定め、園児の受入態勢を構築しております。現在、区では障害児の受入を実施している私立幼稚園に対して、年額1人当たり20万円の補助をしております。平成25年度の実績は8園で述べ39名でした。今後も補助を継続し、受入態勢の支援をまいります。</p> <p>②私立幼稚園の介助者配置 私立幼稚園における介助者の配置については、各園ごとの幼児教育方針に基づき、行われているものと考えております。 なお、現在実施している東京都と区の補助については、障害児の就園奨励と各園の受け入れに伴う経費の軽減を行うため実施しているものです。</p> <p>【保育園】 保育園では、年6回の担当者研修、年2回の全職員対象の研修や特別区の研修等に参加し、支援が必要な子どものかかわり方の専門知識を学び、関係機関との定期協議や必要に応じての意見交換を通して、かかわり方をより深めています。</p> <p>【就学前施設の教職員を対象とした研修】 めぐろ学校サポートセンターでは、幼稚園・こども園、保育園及び小学校の教員等を対象とした就学前教育研修を実施しております。平成26年度は、「特別な支援を必要とする幼児への具体的な実態に基づく支援について」の講義を行いました。今後も特別支援教育の充実に向けた研修を計画的に工夫してまいります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1004	01	個人	メール	<p>P1「乳幼児から学校卒業後、就労までを見通した一貫した支援体制」について</p> <p>平成19年に特別支援教育が提唱された当初からこの文言は都にも区にも入っていますが、7年も経過した現在も着手されているとは思えません。(着手していることが伝わってきません) P18にもあるように「個別の教育支援計画」を作成するだけが「一貫した支援体制」ではありません。関連諸機関を横断して総括していくのはどここの部署なのでしょう。具体的な部署や人材や支援内容について検討は始まっているのでしょうか。</p>	2	教育指導課		2	<p>ご指摘のとおり、乳幼児期からの一貫した支援体制については、「特別支援教育」となった8年前から提示されながらも、なかなか実現していない課題であると認識しています。「個別の教育支援計画」によるつながりをもった支援や、関係機関・関係部局との連携等、一貫した支援のために実現すべき施策は多々ありますが、現在は特別支援教育庁内連絡会等での情報交換にとどまっています。特別支援教育推進計画を改定するにあたっては、重点目標3として「就学前から卒業後までを見通した関係機関・関係部局との連携」を設定し、主に児童発達支援センターと連携しながら、関係各課と検討を進めていきたいと考えています。どのような体制になるかは、今後検討していきます。</p>
1004	02	個人	メール	<p>P1「こうした中で・・・障害のあるなしに関わらず・・・」について</p> <p>この5行の基本的な考え方には賛成です。ですからニーズによって支援を考えるべきであって、障害のあるなしや障害種別で「支援のあるなし」が決定されるべきではありません。通常学級に在籍している知的障害のある児童へも、ニーズによる適切な支援を視野に入れてください。</p>	2	教育指導課		5	<p>障害のある児童・生徒一人ひとりの障害の種別や程度、教育的ニーズを把握し、学習上又は生活上の困難を軽減するために、適切な指導の場で必要な支援を行い、その子のもてる可能性を最大限に伸ばすことが「特別支援教育」の本旨です。</p> <p>知的障害のある児童・生徒が通常の学級に在籍している場合、発達の個人差から、障害のない子どもと同じ教育内容を、同じ方法で学習していくことは困難です。知的障害のある児童は、少人数の落ち着いた環境で、特別支援教育に関する専門性をもった教員が指導にあたり、学習や生活習慣の定着を図ることで、その子のもてる力を最大限に発揮することができると考えます。</p> <p>ただし実際には、保護者のご要望により通常の学級に知的障害がある児童・生徒が在籍しており、その場合は、個別の学習指導はできませんが、安全配慮等の学級内での支援をできる限り行っています。また、特別支援学級設置校であれば、教科によっては特別支援学級で指導を受けることもあります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1004	03	個人	メール	<p>P3「文科省の調査によると・・・6.3%・・・東京都・・・4.7%・・・目黒区校長会・・・3.6%・・・」について</p> <p>この数値の違いの原因をどう分析されていますか？あまりにも違いが大きくて驚いています。調査の設問の違いか、調査を受けた教員のイメージの違いなのか、真に児童の実態が違うのか？</p>	3	教育指導課		8	<p>「発達障害」の定義は同じですが、調査対象や方法が異なるための差があると考えます。</p> <p>文部科学省の調査は、全国の学校の中から学校規模で割り当てたうえで学級や当該学級の男女5名ずつを無作為抽出し標本児童・生徒としたうえで、発達障害の可能性のある児童・生徒について学級担任が学校の判断をもとに、特定の質問項目によって判断された数値を記入しています。</p> <p>東京都の調査は、都内全校に対して調査を行い、発達障害があると思われる児童・生徒の在籍数を調査したものです。</p> <p>目黒区の調査は校長会が主体となって行っており、区内全校の在籍児童・生徒全員を対象に、文部科学省の通知をもとに発達障害と思われる児童・生徒の数を算出しており、区の実態にあった信頼性のある割合が提示されていると考えています。</p>
1004	04	個人	メール	<p>P3「特別支援教室を利用している児童数は、全児童数の1.7%程度にあたる141名・・・」について</p> <p>141名のうち、37名が在籍校の特別支援教室のみを利用しているということは、104名は他校通級、現行の通級指導学級形態を利用していると考えていいのでしょうか？</p> <p>全都の通級指導学級の担任に対してアンケートを取った結果（教職員組合が実施）、自校での取り出し指導が適切と思われる児童（Aタイプ）は11%、通級指導学級での指導が適切と思われる児童（Bタイプ）は87%という数値が出ています。つまり、AタイプとBタイプの児童は異なるのです。2つの両方の支援体制があつてこそ、「一人ひとりの教育的ニーズを把握し・・・」という理念が保障されるのではないのでしょうか。</p>	3	教育指導課		8	<p>特別支援教室利用児童数の内訳ですが、141名の利用児童のうち、50名の自校通級を除くと（自校通級は他校への通級がないため、在籍校の利用児童とは区別しておきます。）特別支援教室のみの利用児童は、37/91名で41%、在籍校の特別支援教室と拠点校への通級を併用している児童数は25/91名で27%、拠点校への通級のみの児童数は29/91名で32%でした。（いずれも平成26年6月8日現在）</p> <p>ご指摘のアンケートについては知見がなく単純に比較ができませんが、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の三層構造の構想にあるように、必要があれば拠点校への通級をすることは、これまでと変更ありません。</p> <p>なお、特別支援教室を利用する児童は、これまでの通級指導学級の対象として上がりにくかった学習障害等の児童が増えており、指導対象の児童の実態が、特別支援教室事業前とは変化してきています。したがって、特別支援教室事業前の通級指導の方法がそのままあてはまるわけではないと認識しています。</p> <p>また、拠点校への通級については、在籍校の保護者の中には送り迎えのできない保護者も多く、在籍校での小集団指導等、いかに在籍校で十分な指導を行うかが、今後の特別支援教室事業の中で研究していく点であると考えています。</p> <p>特別支援教室事業を実施していく中で、在籍校での取り出しによる個別指導と小集団指導、拠点校へ通級して指導を受ける小集団指導等、指導方法や指導内容は、児童の障害特性や教育的ニーズにあわせて、さらに充実していきたいと考えています。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1004	05	個人	メール	P 4 表 1 について 後にも触れられていますが、固定の情緒障害学級の意義や設置については区としてはどの様に検討されているのでしょうか？	3	教育指導課		4	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、発達障害等の児童への支援の方法として、特別支援教室を第一層、通級指導学級を第二層、固定の自閉症・情緒障害学級を第三層とした三層構造の支援を掲げています。区としても、推進施策4として情緒障害等固定学級（小学校）の検討を挙げています。設置するかどうかは今後の検討課題であるため、現段階での方向性はありません。
1004	06	個人	メール	P 6 表 3 について 平成20年から情緒障害等通級指導学級が増設されるにしたがって在籍数が右肩上がりに増えていくのがよくわかり、区の施策が有効であったことを数値的に証明していると思います。物理的に通級しやすくなっただけでなく、理解が深まり、希望することへの抵抗が薄くなった等、様々な要因があると思います。この時期に発達障害への理解・啓蒙が広がったということもあるでしょう。 設置校が7校になった25年からも増えているのは、上記の理由のほか、モデル事業によりAタイプの児童が新たに加わったからでしょう。これもAとBとダブルで制度があり、選択肢が増えたことによる効果だと思えます。	3	教育指導課		2	ご指摘のとおり、特別支援教室モデル事業の実施により、これまで送迎ができない等の理由により支援を受けることができなかった児童が、在籍校で指導を受けられるようになったことで支援を希望し、情緒障害等通級指導学級の利用児童は大幅に増えたと捉えています。 また、在籍校での指導が始まったことにより、特別支援教育の理解啓発が深まるきっかけにもなりました。
1004	07	個人	メール	P 7 推進施策1について 共に学びあうことは必要ですが、それに加えて、「理解教育の授業」がセットで行われないと不十分です。非設置校のデメリットもこれで補えます。まだまだ各校が独自で模索している実情なので、区として参考になる資料や計画を示していただければ、格段に推進されると思います。	3	教育指導課		2	改定素案の中では、重点目標1及び重点目標2の推進施策の中で、通常の学級での特別支援教育の理解啓発として、全教職員、児童・生徒、保護者向けに、研修や体験授業、特別支援教室担当教員による特別授業等、様々な方策を挙げています。すでに実施している学校も多くありますが、校長会・副校長会・特別支援学級主任会等の場において積極的な実施を呼びかけ、特別支援教育の理解啓発を図っていきます。 区としては、区主催の特別支援教育講演会の開催のほかに、校内研修等の周知と支援を行っています。
1004	08	個人	メール	また、以前に比べて交流や共同学習を実施しにくくなっている実情があることも、見逃せません。通常学級が授業時間数に追われ、担任も児童も時間的にも精神的にもゆとりがなくなり、ゆったりと交流や共同学習に取り組めないのです。ノーマライゼーションやインクルーシブを推進するのであれば、通常学級の教育条件や教育内容にも本気で検討をしていくべきです。まずは学級定数を減らすことで、かなり多くの児童が学級に居場所を見出して安定できると言われています。	3	教育指導課	学校運営課	7	ご意見の趣旨のとおり、通常の学級の児童数が少なければ少ないほど、学級経営のしやすさや交流及び共同学習の進めやすさはあると考えます。特別区として東京都に対し、小学校1学年だけでなく全学年の35人学級を要望しています。 この他にも、通常の学級の教育条件・教育内容の整備は、東京都の協力が必要です。 なお、推進施策4の「(4) 通常の学級の環境整備」にあるとおり、障害のある子もない子も、共に落ち着いて指導を受けることができる教室環境の整備を図り、現在の教育条件の中でできる工夫を積極的に行っていきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1004	09	個人	メール	P9「発達障害等の児童は今後も増加傾向にある」の原因の一つにもつながっていると思います。 P12重点目標(1)「○通常の学級」にもつながります。	3	教育指導課		8	通常の学級の教育環境が、どの部分がどの程度発達障害等の児童に影響するかは、判断するための客観的な材料がなく判断いたしかねます。
1004	10	個人	メール	P7推進施策1について 講演を聞くだけでない研修が必要です。一番必要なのは、関係者や専門家が一堂に会して各校で具体的な事例を通して行うカンファレンスや事例研究です。事例研究を通してこそ実践的な力量が身に付きます。	3	教育指導課		2	推進施策2の「(8)校内委員会の機能の充実」は、事例研究のための方策のひとつでもあります。大きな規模での話し合いより、在籍校という小さな規模でのケース会議の事例の蓄積が、特別支援教育コーディネーターや通常の学級担任の資質向上に役立つと考えます。
1004	11	個人	メール	P8推進施策3「週のうち特定の時間に取り出して、小集団又は個別の指導を行ってきました」について 時間数や具体的な指導内容などを含めて、個々のケースの成果と課題(うまくいったケースだけでなく、うまくいかなかったケースもオープンにしていくことがモデル事業の果たす役割です)がこの素案には欠けています。ぜひ公にしてください。	3	教育指導課		2	この項はこれまでの取組みについて記載していますが、発達障害や情緒障害等の児童に対する指導については、特別支援教室モデル事業の実施に合わせ、これまでの成果と課題を通級指導学級と教育委員会が共有しながら特別支援教室の検討を進めてきました。個々のケースについては、区全体の取組を記載しているため詳細は記載できませんが、趣旨を踏まえ取り組んでいきます。
1004	12	個人	メール	P8推進施策3「特別支援教育支援員やスクールカウンセラー」について 用語の説明を読んでも、どういう資格の方が具体的に同様な支援をするのか、不明です。スクールカウンセラーに関しても週に1～2回というのではまだまだ不十分です。カウンセラーの雇用条件もベテランの人材が長続きしにくい内容になっているようです。	3	ためぐる学校サポートセン		2	特別支援教育支援員は、区が実施する講習会参加者を教員免許の有無に関わらず任用し、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対し、教員の指示のもと、学習面及び生活面での支援を行っています。 スクールカウンセラーは、臨床心理士等の資格を有する者が、いじめや不登校等への対応のため、カウンセリング等を行っています。スクールカウンセラーの雇用条件の改善は取り組んでおりますが、引き続き、配置時数の確保を検討するとともに、特別支援教育支援員やスクールカウンセラーの資質・向上に努めてまいります。
1004	13	個人	メール	P9「アセスメント」について アセスメントができニーズが分かっても、通常学級においてそれに対する教育的な支援が試行錯誤できなければ、レッテルを張って、安易に取り出しや支援員という他律的な手段が先行するのではないのでしょうか。	3	教育指導課		2	児童・生徒のアセスメントと、必要な指導方法の取得は、常にセットで進めていく必要があると認識しています。また、安易な取り出しや特別支援教育支援員の配置にならないよう、在籍校への説明と特別支援教育の啓発を繰り返し進めていく必要があると考えます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1004	14	個人	メール	P13重点目標2「合理的配慮」について 合理的配慮については後出の資料にも詳しく述べられていますが、期待できそうでいてこれほど不確実なものもありません。「公的機関の可能な限り」という条件が付いていますが、誰がどこで判断をするのか、その判断の基準になるのが主として予算である場合が多いのであれば、一層格差が出るのは否めません。具体的な事例を通して公平に周知してほしいです。	5	教育指導課		4	合理的配慮については、平成28年4月1日の差別解消法の施行前に、国としての方針が示される予定であり、区としても、その方針に則って方策を検討していきます。 なお、合理的配慮は、基本的には学校と保護者が、保護者の希望と学校ができることを話し合っ決めていくものであり、現段階で一律に規定することはできないと考えます。
1004	15	個人	メール	P13重点目標2「学習環境」について 「特別支援教室の個別指導室やプレイルーム」とありますが、それが拠点校だけでは学校格差が生まれます。拠点校以外の特別支援教室も教室環境を整えてほしいです。他の目的と兼用していたり、教室半分や四分の一しかなかったりする現状です。取り出し指導に抵抗感が生じたり、取り出しによる差別感を助長する一因にもなりかねません。アメリカのリソースルームの様な魅力ある教室にするためにも、空間と施設設備の整備は不可欠です。	5	教育指導課		2	特別支援教室の目標のひとつは、対象となる児童に対し効果的な指導を行い、速やかに通常の学級に返していくことにあります。通常の学級と同じ教室環境も、特別支援教室に必要な環境と考えています。 ただし、教育相談室と特別支援教室が兼用の学校は、巡回指導日が制限されること、スクールカウンセラーとの連携が取れないこと等から、該当の学校に対しては、毎年見直しをお願いしています。 また、通常の学級と同じ教室環境であっても、刺激の少ない落ち着いた環境を整備しています。 推進施策4にあるとおり、今後も特別支援教室の環境整備に努めていきます。
1004	16	個人	メール	P18推進施策2「東京都の動向を見極めながら、これまでの通級指導学級における教育の成果を生かして」 東京都は目黒区のモデル事業の結果を踏まえて今後の方針を立てていくのではないのでしょうか？それともモデル事業の結果は東京都がすでに決めているのでしょうか？ また「これまでの通級指導学級における教育の成果」を目黒区としてはどう分析しているのでしょうか？そこをぜひとも明記してください。全国にはないすぐれた制度としての「通級指導学級」が制度としてあったからこそこれ程の成果を上げたのだと思います。	4	教育指導課		2	特別支援教室での指導は、情緒障害等通級指導学級の一形態とされています。特別支援教室を検討することは、これまでの通級指導を基本にしながら、いかに効果的に展開していくかを検討することになり、モデル事業の3年間は通級指導学級設置校校長・教員と教育委員会が協力して、検討を進めてきました。 これまでの情緒障害等通級指導学級では、児童・保護者と担当教員との密接な関わりのもと、細やかな指導により効果をあげてきました。その一方、期限を決めて効果的な指導を行ったうえで、すみやかに通常の学級へ返すことがなかなかできず、いったん入級した児童は小学校卒業後まで指導を受けることになりがちでした。また、現在の指導形態では、通級する児童や保護者の負担が大きく、今後さらに増加する発達障害等の児童への対応ができません。これまでの通級指導学級の指導体制・指導方法からの新たな転換が求められています。 東京都は、これから特別支援教室のガイドラインを作成する予定であり、その中で、目黒区としてもこれまでの検証を踏まえた特別支援教室事業の手法を提示していきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1004	17	個人	メール	P18推進施策2(1)ア「特別支援教室担当教員の専門性の向上」について これほど在籍数が激増している現状で、すべての教員が専門性が高いベテラン教員ということはありません。初任者であることもあり、初経験ということもあり得ます。研修を受ければ専門性が向上するのでしょうか？これまでは教員が集団で授業をし、毎日とっていいほど振り返りやカンファレンスを行い、「毎時間が研究授業の様」な取り組みの中で実践力のある力量をつけてきたのです。一人で巡回したり、個別指導が主の制度ではその力量は身につかず、質は低下することは明白です。	4	教育指導課		2	専門性の高い教員の育成は、大きな課題のひとつです。区としては、拠点校のベテランの教員と初任者の教員と一緒に在籍校に巡回指導に行くなど、OJTによる教員の育成を考えています。これまでのように、児童複数に対し教員複数が指導することだけが教員の育成につながるとは考えていません。むしろ、指導ケースをケース会議やPC上で共有したり、ベテラン教員によるOJTを進めたりしながら、教員一人ひとりが自ら考え工夫をし、実践経験を進めていくことが、教員の育成につながると思っています。
1004	18	個人	メール	P18推進施策2(1)ウ「小集団指導」について 「巡回でも小集団指導の機能は残る」と都も区も言っていますが、小集団指導は実施できたのでしょうか？その成果と課題は出ているのでしょうか？そこが公にされ、説得力がなければ「機能が残る」とは言い切れないでしょう。これまでの通級指導学級では小集団の組み合わせには大変な苦慮をしています。たまたまその時間に空いている○君と○さんを組み合わせているのではありません。	4	教育指導課		2	在籍校における小集団指導はいくつかの学校で行うことができましたが、成果と課題については、東京都のガイドラインの中で提示する予定です。 なお、拠点校での小集団指導はこれまでどおり実施されていますが、児童数の増加や障害種の多様化などに対応するため、今までの方法を踏襲するだけでなくさらに効果的な方法を模索し、小集団指導が必要な児童は、在籍校で小集団指導を受けられるようにしていく必要があります。
1004	19	個人	メール	P19推進施策2(5)「コーディネーター」について コーディネーターは校内で重要な役割であるにも関わらず、兼任です。ぜひとも専任にしてください。	4	教育指導課		5	教員の配置基準は国及び東京都の規定によるものであり、現在の教員配置基準の中で、専任にすることは困難です。
1004	20	個人	メール	P19推進施策2(6)「理解・啓発」について 特別支援教室担当教諭だけでなく、通常学級担任も実施できることが望ましいと思います。「違いを認める」という視点では、障害に限らず多様なセクシャリティなど、あらゆる差別に関わるすべてに対して理解・啓発が必要であると思うからです。	4	教育指導課		2	推進施策2の(3)にありますように、特別支援教育の理解啓発は、全教職員が対象です。差別に対する理解啓発については、教職員向けの人権教育の中でも実践しています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1004	21	個人	メール	<p>P20推進施策2(9)「特別支援教育支援員」及びP30「複数の教員が巡回して指導に当たることもあります」について</p> <p>支援員の資格や具体的な支援内容がどこにも書かれていません。例えば巡回を一人で行うことに無理があるからと言って、支援員が同行するのではあまりにも本来の意図から外れるのではないのでしょうか。教員の代わりは支援員が果たすことはできません。指導教員の数が不足しているのであれば、通級指導学級制度のように児童に見合った教員数を措置すべきです。指導員では「(ア)専門的な知識を有した教員配置」と矛盾するのではないのでしょうか。</p>	4	教育指導課	めぐろ学校サポートセンター	8	<p>特別支援教育支援員は、区が実施する講習会参加者を教員免許の有無に関わらず任用し、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対し、教員の指示のもと、学習面及び生活面での支援を行っています。</p> <p>そのため、教員に代わって学習指導や学校を巡回するものではありません。</p>
1004	22	個人	メール	<p>まとめに代えて</p> <p>P46「インクルーシブ教育システム・・・多様で柔軟な仕組み・・・通常の学級、通級による指導・・・連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である」について</p> <p>この一文には深く感銘を受けました。どの子どもイキイキと発達していくことを保証するために教育条件を整えていくのは私たち大人の義務であり責任です。そのためには今ある成果を上げている制度(通級指導学級)を充実発展させ、そのうえでこれまで不十分だった制度(特別支援教室)をプラスして構築してほしいです。利用対象児童は明らかに異なるからです。都が平成22年に出した「第三次実施計画」にあるように「第1層：特別支援教室・第2層：通級指導学級・第3層：固定情緒等支援学級」が望ましい形です。その際、学校数で教員数を決めるなど、明らかにレベルダウンがないように配慮してください。通級指導学級の制度をなくしてすべて支援教室に移行することがないようにしていただきたいです。</p> <p>目黒区はモデル事業を行った自負と責任があると思います。のちのち悔いが残らないよう、成果と課題をありのままに公にし、民主的に検討してください。</p> <p>そのためには当事者である児童や保護者はもちろん、教員、関係者、区民の意見を真摯に受け止めていただきたいと願っています。</p>	7	教育指導課		2	<p>特別支援教室事業によって通級指導の制度がなくなるわけではなく、ご指摘のとおり、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の中では、発達障害等の児童に対する支援の方策として特別支援教室、通級指導学級、固定学級の三層構造の確立を目指しています。区としても、特別支援教室事業をこれからも発展させ、拠点校における指導と共に実施していきます。</p> <p>今回の計画改定にあたっては、6回の講演会等を通じて、一般区民や保護者の皆様からご意見を承り、素案の内容に反映しました。また、特別支援教室モデル事業の検討にあたっては、通級指導学級の教員や保護者から意見をいただきながら、具体的に進めてきました。</p> <p>このモデル事業の成果と課題は、東京都が取りまとめてガイドラインとして公表する予定です。特別支援教室事業に係る教員配置についても、東京都が規定していきます。</p> <p>区としては、これまでのモデル事業の成果を踏まえ、平成27年度も特別支援教室事業を継続して実施し、平成28年度からの全都本格実施に向けて、指導内容等の研究を重ね、さらなる事業の充実を図っていきます。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1005	01	個人	メール	目黒区が目指す共生社会の構築の為にインクルーシブ教育が求められており、それは「共に学ぶ」ことが「共に生きる」ことの始まりだと考えます。それに特別支援教育が寄与するという考え方で今回の計画がまとめられたのだと思いますが、そうだとするとP2のI計画改定の概要の「5 計画の対象」において「～必要に応じて一般区民へのはたらきかけや～」とありますが、この考えではやはり区民への意識啓発や関係部局、関連機関の意識が限定されかねません。「必要に応じて」は不要と思います。障がいのある当事者や保護者だけの問題ではなくとも生きる社会の仲間として考えるとしてほしいと思います。	2		教育指導課	1	ご指摘のとおり、計画の中では一般区民に対しての啓発等を盛り込んでいるため、素案に記載していた「必要に応じて」は削除します。
1005	02	個人	メール	P7-P10 「成果と今後の課題」については教育委員会による自己評価だけではなく、特別支援教育の対象となっている家庭へのアンケートなどを行うべきだと思います。学校評価のように対象となっている家庭に対しては計画に基づいた設問にて調査したのも加味して成果や課題を挙げるべきではないでしょうか。	3		教育指導課	4	取組みの成果と課題については、特別支援教育推進計画検討委員会での検討結果や、検討開始前・検討中も含め合計6回開催した講演会でのアンケート、子育て支援課や障害福祉課のアンケート結果を参考にしています。 特別支援教育推進計画にかかる各家庭へのアンケートの実施は、今後の課題とさせていただきますが、ご指摘の点を含めて改定素案の段階でパブリックコメントを実施しているものです。
1005	03	個人	メール	P7-P10 全体として成果と課題を混在して記述していますが、別表記にした方が課題が明確になり、課題としてしっかり受け止め次計画についてどこにどう反映させるかの意思も明確になるので課題を整理してください。	3		教育指導課	3	成果と課題については、表裏一体の面がありひとつの項目として扱いました。 課題として挙げた内容については、重点目標や推進施策に反映させています。
1005	04	個人	メール	P8推進施策3について 通常学級に在籍する障がいのある児童生徒についての中で知的障がいのある児童の記述がありません。 この期間の中で知的障がいがある児童にこれまで認められてこなかった支援員が認められるようになりました。これは大きな成果として記述すべきだと思います。	3		教育指導課	3	P8推進施策3については、第二次計画の主な取組み、成果等をまとめたものです。そのために発達障害等の記述が中心となっております。 なお、今後も通常の学級に在籍している知的障害の児童・生徒については、学習内容の変更は難しいですが、行動面での配慮が特に必要な場合に、特別支援教育支援員の配置を進めていきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1005	05	個人	メール	P 9 推進施策 4 について 直接交流の人数、間接交流（手紙や学級だよりの送付など）の人数を明示したうえでの成果ではないでしょうか。また、間接交流の地域指定校にいる児童は特別支援教育の理解をどのようにして進めたのでしょうか。現状の直接交流が進まない原因として保護者の付添負担などの問題点などを具体的に挙げ、改定計画で対応する必要があると思います。	3	学校運営課		2	直接交流・間接交流の人数については、資料編の P 3 4 に記載しています。間接交流の地域指定校では、手紙のやりとりを実施する際に、障害についての学習をするなど特別支援教育についての理解を深めました。 直接交流が進まない原因としては様々な理由が考えられますが、これからも地域交流を進める際に、特別支援学校と協力しながら方策を探っていきます。 副籍制度推進のための具体的な取組みは、P 2 1 推進施策 3 「特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域交流の推進」に記載しています。それらの取組みを実現する中で、課題に対する対応策を検討していきます。
1005	06	個人	メール	P 9 推進施策 5 について 就学相談では相談を経験した保護者として言いようのない思いをした一人です。他の保護者からも相談と言われる場で心無い言葉や態度で傷つけられたという話を数多く聞いています。取組として保護者の意見を最大限に尊重し就学先を決定とありますが、保護者の意見を通し続けられるのはごく限られた場合でたいていの場合説得のような形で決着する現状であり、事実誤認ですので削除を求めます。	3	学校運営課		5	就学相談の場では、対象となる児童にとって最も適切であると判断した就学指導委員会での審議結果をお伝えするとともに、保護者の意見を最大限尊重して就学先を決定しています。それらの過程で課題があれば個別に対応をさせていただいており、適正に行っていると考えております。
1005	07	個人	メール	P 1 1 重点目標について 重点目標 2 に「障がいのある子もいない子もいきいきと学ぶ環境を整備します」とありますが、ここに「共に学ぶ」を入れなかった理由はなぜでしょうか。障害者権利条約の批准の為に改正された障害者基本法でも新たに「共に学ぶ」ことを表明し、文科省としても「同じ場で共に学ぶことを追求する」としているのですから、区の推進計画の重点項目として「共に学ぶ」を明記すべきです。P 1 3 の重点項目の説明の中で「多様な学びの場と共に学ぶ場の充実」としているのは決して通常の学級では共に学ばないという意思表示でしょうか。	5	教育指導課		4	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 2 4 年 7 月 2 3 日中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会）の中では、「障害のある子が障害のない子とできるだけ同じ場で共に学ぶ」ことを目指しながらも、「個々の子どもの障害の状態や教育的ニーズ、学校や地域の実情等を十分に考慮することなく、すべての子どもに対して同じ場での教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等であるが、実際に学習活動に参加できていなければ、子どもには、健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えることにはならず、そのことが、将来、その子どもが社会参加することを難しくする可能性がある。財源負担も含めた国民的合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で、『共に育ち、共に学ぶ』体制を求めていくべきである。」としています。 区としても同様に考えており、障害のある子と障害のない子が共に学ぶ場を追求しながらも、連続性のある多様な学びの場の充実や、柔軟な教育相談体制を構築することが必要と考えます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1005	08	個人	メール	P 1 2 重点目標 1 について 「特別支援教育の視点を持つ教員の育成と個に応じた指導」とあるのですが、特別支援級、通常の学級の説明はあっても特別支援学校についての説明や交流の意義は重点項目 2 の内容になると思います。特別支援学級の場でも「共に学ぶ」ことを追求するために交流及び共同学習を積極的に推進し、その具体的な取り組みとして通常学級の活動に今まで以上により日常的な参加を特定の支援級に限ることなく区内のどの支援学級でも行っていくとしてください。また、教科によっては通常の学級で共に学ぶことを個に応じて行うことを考えてください。	4	教育指導課		1	重点目標 1 の「特別支援学校に在籍している児童・生徒」の内容については、ご指摘のとおり、重点目標 2 に移行いたします。 また、推進施策 1 にあるとおり、一人ひとりの障害特性に合わせて、日常的な活動・教科学習等の場面での交流及び共同学習を進めていきます。
1005	09	個人	メール	P 1 3 重点目標 2 について 「肢体不自由学級や難聴・言語障害学級の対象となる障害の程度については」「同じ教育課程で学ぶことのできる児童・生徒」としているのは知的障がいのある児童・生徒を除くということになり、障害者権利条約にあるインクルーシブ教育の考え方に反します。またこれは障がいの種別による差別です。「同じ教科課程で学ぶことができる」と目黒区が限定する根拠があるのでしょうか。	5	教育指導課		8	この項では、できる限り共に学ぶというインクルーシブ教育の趣旨に鑑み、目黒区が肢体不自由学級の対象となる障害の程度として規定している「補装具の使用によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの」に該当する児童・生徒について、通常の学級で学ぶことができないか検討することを想定しています。難聴・言語障害の学級についても、通常の学級の中ですべての学習を行うためにできる工夫はないか検討していきます。 現在の教育制度の中では、知的発達に大きな差がある児童・生徒に対して、同時に同じ教室で通常の学級の教員が指導することは難しく、ひとつの学級で複数の教育課程を組むことはできないため、異なる教育課程で学ぶ児童・生徒への指導はできないのが現状です。
1005	10	個人	メール	P 1 5 計画の体系について 推進施策 3 は重点目標 2 の項目となると思います。	5	学校運営課		1	ご指摘のとおり、重点目標 2 の環境整備の項目になじむため、修正いたします。
1005	11	個人	メール	P 1 5 計画の体系について 直接交流がなかなかできない現実には保護者の負担が大きいからだと思われれます。保護者が付き添わなくても直接交流ができる新たな対応が必要です。	5	学校運営課		4	直接交流が進まない原因としては様々な理由が考えられますが、これからも地域交流を進める際に、特別支援学校と協力しながら方策を探っていきます。 副籍制度推進のための具体的な取組みは、P 2 1 推進施策 3 「特別支援学校に在籍している児童・生徒の地域交流の推進」に記載しています。それらの取組みを実現する中で、東京都や特別支援学校と課題に対する対応策を検討していきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1005	12	個人	メール	P18推進施策2について 推進施策2の内容は通常級に在籍する障がいのある子どもは知的障がいのない発達障がい児に対する記述しかありませんが、現在知的障がいのある子どもも在籍していますので、その対応についても明記してください。昨年を目黒区手をつなぐ親の会と教育委員会との懇談会で普通級における支援員の配置基準の見直しが提示され、先日行われた今年度の懇談会ではこれまで知的障がいのある児童には「行動支援」に加え、今年度から障がいの種別に関わらず「授業参加支援」があるということでした。これを推進施策2の中に明記してください。	4	めぐろ学校サポートセンター	教育指導課	3	推進施策2については、主に特別支援教室事業を推進していく具体的な取組みを記載していますが、特別支援教室事業の対象は、知的発達に遅れのない発達障害等の児童となります。 なお、今後も特別支援教育支援員につきましては、障害の種別に関わらず、通常の学級に在籍し、学習面及び生活面での指導に特別な配慮を要する児童・生徒の実態に応じて、配置を進めてまいります。
1006	01	議会	メール	重点目標3「就学前から卒業後までを見通して関係部局、関係機関との連携を強化する」とあるが将来の納税者を育てるという意味からも真剣に取り組むべき。 ○地域とも連携して進めること ○卒業後の自立生活を想定して、必要な体制を整えること	6	教育指導課	障害福祉課	2	療育と就学相談、就学後のサポート、進学進級時の支援、社会生活に備えた準備や社会資源の情報提供などについては、児童発達支援センター、めぐろ学校サポートセンター、都立特別支援学校、相談支援事業所や障害者就労支援センターなどが連携してサポートシステムを構築することが課題であると認識しています。 現在行っている特別支援教育庁内連絡会を活用し、関係各課との連携体制について検討していきたいと考えております。
1006	02	議会	メール	学校運営には、インクルーシブ的な視点をもつこと。 ○子どもは子どもの中で育つ。子どもどうしの関係が築けるように、体制を整えること。	1	教育指導課		2	インクルーシブ教育の観点から、柔軟で連続性のある多様な学びの場の充実と共に、交流及び共同学習を進め、共に学ぶ環境を整えることができるよう努めていきます。
1006	03	議会	メール	全ての教員が特別支援教育の視点、インクルーシブ的視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実させるべき。	4	教育指導課		2	重点目標1「特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します」を設定し、特別支援学級はもちろん、通常の学級においても、正確なアセスメントを基にした個に応じた指導を充実していく取組みを進めていきます。
1006	04	議会	メール	学級担任を中心とした教員と支援員の連携を強化すべき。	4	めぐろ学校サポートセンター		2	特別支援教育支援員の活用は、推進施策2に挙げていますが、学級担任を中心として、教員と同じ教室内で支援にあたっている支援員との連携は、今後さらに充実させる必要があると考えています。
1006	05	議会	メール	特別支援教育の認定に時間がかかるため、就学後すぐに対応ができるよう工夫すべき。	4	めぐろ学校サポートセンター	教育指導課	3	特別支援教室の利用や特別支援教育支援員の配置などは、学級の中での適応状況を見ながら支援の方法を決めています。適切な支援を早期から行えるようにするために、就学前施設と小・中学校や関係機関との連携が必要であると考えています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1006	06	議会	メール	発達にかたよりのある児童をもつ保護者の支援は大切である。早期支援に結びつくよう一層の工夫が必要である。	6	教育指導課		2	就学前から卒業後までの一貫した支援については、関係部局・関係機関との連携が欠かせません。重点目標3の推進施策を実現する中で、幼児や保護者に対する早期支援を進めていきたいと考えています。
1007	01	議会	メール	インクルーシブ教育実現のために基礎的環境整備と合理的配慮に力を尽くす計画を明確にすること。特に、身体障がいなどでエレベーター設置が必要な場合は、早急に対応すること。また、様々な障がいに合った教育環境の整備に力を尽くすことを明記すること。	5	教育指導課		3	インクルーシブ教育と合理的配慮については、資料編のP46以降で説明していますが、合理的配慮と基礎的環境整備については平成28年4月1日の差別解消法の施行に向けて、国の方向性が示されることになっています。区としては、そうした動きを見定めながら、特別な支援が必要なお子さんへの対応を行っていきます。 なお、合理的配慮については、学校と保護者が話し合いながら支援の方法を相談して決めていくものとされていますが、すぐに対応が必要な場合は、個別に対応していきます。
1007	02	議会	メール	東京都のモデル事業として行ってきた小学校全校での特別支援教室を設置しての取り組みは、特別支援学級や情緒障害等通級指導学級を利用する児童が事業前に比べて2倍に増えるなど評価できるものになっている。今後、さらに充実させるために、正規教職員の配置を強めるなどの体制確立を推進施策に加えること。	4	教育指導課		2	特別支援教室の利用児童数については、国・東京都・区の校長会の統計資料から、これからも増えていくと考えられています。児童数の増加に対応するためには、これまでの指導方法を見直し、1人の教員が複数の児童を指導するなど、多くの児童への指導が可能となる体制を組んでいくと共に、特別支援教室での指導状況を毎年振り返り、なるべく早く通常の学級に返していくサイクルを確立していくことが必要です。平成26年度から取り組みを始めていますが、これからも指導方法の充実や退級システムの確立に取り組んでいきます。 正規教職員の配置については、東京都が配置基準に基づき行っており、平成28年度の本格実施に向けて、方針が示される予定です。
1007	03	議会	メール	小学校での実践を受け、中学校での支援教育の強化が重要である。当面、七中に設置されている通級の情緒障害等学級を他校に拡大する計画を盛り込むべきである。また、中学校における発達障害等の生徒への対応を検討するとあるが、小学校からの引継ぎができるよう早急に特別支援教室の実施を計画に盛り込むべきである。	4	教育指導課		3	中学校における特別支援教育の充実は、講演会等のアンケートでも多く寄せられている意見であり、教育の内容及び指導の方法等、課題があると認識しております。中学校の特別支援教室の設置についても、今回の計画の中で検討を進めることとしていますが、現実には教員配置や環境整備などの問題もあり、国や東京都の動きを注視しながら進めていきます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1007	04	議会	メール	日中働いている保護者やひとり親家庭、健康上問題がある保護者などの家庭での困難解決について、関係機関と協力しながら対応できる体制を確立する計画を持つこと。	6	教育指導課	こども家庭課	2	児童・生徒への支援につきましては、これまでも必要に応じて関係部局・関係機関と連携しながら、在籍校とともに行ってきました。 今回の計画改定にあたっては、重点目標3「就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します」を設定し、支援体制の確立を目指していきます。
1007	05	議会	メール	就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携をどう強化するのかが重要な課題である。現在の相談活動中心のネットワークになっているが、さらに個別の子どもごとに就労まで一貫して支援するセンター機能を持つ部署を決定すべきである。教育委員会内か児童発達支援センターで行うのかを明確にして、独自の体制をとることを明記すること。	6	教育指導課	障害福祉課	2	障害のある子の能力や可能性を伸ばすためには、乳幼児期から学齢期、成人期を見通して一貫した支援が必要であると認識しています。教育・子育て・障害福祉の所管が連携し、他自治体の取組みなども参考にしながら、目黒区における効果的な体制の整備について検討していく必要があると考えております。
1008	01	議会	書面	目黒区特別支援教育推進事業において、2015年度も引き続き全小学校での「モデル事業」を行うこととしている。現在、この事業を行っている4自治体、北区、狛江市、羽村市の事業の総括を行い、明らかにしていただきたい。とりわけ目黒区における事業総括は、東京都として全自治体への事業実施を行っていく(かどうかの)試金石になるので、重要であり、保護者、区民等に明らかにすることが重要であるし、この事業実施でよいのかを、障害当事者・保護者・市民・区民とともに改めて考える必要があると思います。	4	教育指導課		2	4自治体での東京都特別支援教室モデル事業の総括は東京都教育委員会が取りまとめ、特別支援教室事業のガイドラインとして示される予定です。 本区の実施状況については、平成26年度中に報告会を設け、保護者や区民、他区市の教育委員会関係者に、これまでの成果と課題をお知らせいたします。その際はアンケートでご意見を伺い、次年度に生かしていきます。
1008	02	議会	書面	これまでの「障害児教育」は、知的、情緒、身体などの「障害区分」で細分化がはかられ、専門的指導の名のもとに分けられ、包摂、統合がはばまれてきた経過がある。資料編に書かれているように障害者権利条約による、学校教育全体をインクルーシブ教育へと転換させていくことが求められている。当事者への「配慮」だけでは不足であり、教育行政の側の変更と、子ども集団、保護者集団の側の当事者を包摂する意識替えが必要だ。啓蒙という概念では不十分で、障害当事者とともに生きることが当たり前の社会、地域、学校であること、にむけて「支援教育」はあるべきです。	1	教育指導課		2	インクルーシブ教育への意識の転換については、ご指摘のとおりです。教職員、児童・生徒、保護者向けの研修や体験学習、説明会等を開催しながら、あらゆる場面で啓発を図っていきます。 なお、障害者の権利に関する条約では各国固有の状況判断を認めており、わが国におけるインクルーシブ教育については、柔軟で連続性のある多様な学びの場の設置と、就学後の教育相談体制を前提としています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	分野	所管1	所管2	対応区分	検討結果(対応策)
1008	03	議会	書面	いずれにしても保護者・障害当事者の学級、学校を決める、選択する権利を保障すべきです。就学指導の名のもとに、意に沿わない選択を迫るのは、もとより条約、法の趣旨にも添いません。	1	学校運営課		2	就学相談の場では、対象となる児童に最も適切であると判断した就学指導委員会での審議結果をお伝えすると共に、保護者の意見を最大限尊重して就学先を決定しています。それらの過程で課題があれば個別に対応をしており、適正に行っているものです。
1008	04	議会	書面	保護者の常時付き添いなど、付き添いの「強制」は決して行わないこと。	1	学校運営課	ポめぐろ学校センター	3	通常の学級における保護者の付き添いは、強制できるものではないと認識しております。しかし、児童・生徒の安全上を最優先する考えから、学校と保護者とが話し合いながら、付き添いをいただく場合はあり得ると考えております。
1008	05	議会	書面	特別支援教育支援員の配置時間を増やすなど見直しをしてください。必要とされる時間を集計して、増員や増時間を制度化してください。	4	ポめぐろ学校センター		3	通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対し、学校の要望により、状況に応じて、特別支援教育支援員を配置しています。配置時数は児童・生徒の状況及び学校の体制等により異なりますが、必要な時間数について確保できるように努めていきます。
1008	06	議会	書面	医療的ケアの必要な子どもが保護者の付き添いなしで普通級に通うため、看護師配置などを検討してください。支援を必要とする子どもが増えている中で、障害当事者ばかりでなく、保健師や看護師などの専門性のある方の支援は重要です、配置検討を行ってください。	4	学校運営課		5	医療的ケアが必要なお子さんの学びの場としては特別支援学校が用意されておりますので、目黒区では区立学校に、医療的ケアを必要とする児童・生徒を受け入れる考えは持っていません。